

企画競争実施の公示

平成23年12月 9日

東北地方整備局

岩手河川国道事務所長 今 日出人

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名 ①道路事業不動産鑑定評価（遠野市及び奥州市）業務

②道路事業不動産鑑定評価（盛岡市手代森）業務

(2) 業務内容

岩手河川国道事務所所管の事業用地取得等のために必要となる、1.(1)各号の業務に係る1.(4)各号に掲げる評価対象地域内の標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書を含む。)の作成並びにこれらに付随する業務。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成24年2月20日

(4) 評価対象地域

1.(1)各号に掲げる不動産鑑定評価業務の評価対象地域は、それぞれ次の各号のとおりとする。

①遠野市内の林地地域、奥州市水沢区地内の宅地地域

②盛岡市手代森地内の宅地地域、農地地域、林地地域

2. 企画競争参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 企画提案書の提出時において、平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の東北地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 東北地方整備局長から指名停止又は一般競争参加資格停止を受けている期間中でないこと。

(4) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であること。

(5) 道路関係業務の執行のあり方改革本部最終報告書（平成20年4月17日付）Ⅰ.《改革の方針について》（3）1.③に掲げる法人でないこと。

3. 特定するための評価基準

(1) 地価公示標準地の評価等に関する実績

(2) 地価調査基準地の評価等に関する実績

(3) 鑑定評価実績

公共用地取得に係る鑑定評価実績、一般鑑定評価実績等

(4) 業務実施方針

評価対象地域の地域動向、鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等、鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施等

4. 手続等

(1)担当部局

〒020-0066 岩手県盛岡市上田四丁目2-2

国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所 経理課 契約指導係

電話：019-624-3214（内線228）

FAX：019-623-0858

電子メール：oumiya-s82ac@thr.mlit.go.jp

(2)説明書の交付期間、場所及び方法

交付を希望する者には、郵送、信書便又は窓口で交付を行う。なお、郵送等による場合の費用は希望者の負担とする。なお、他者が取得した説明書を譲り受け、企画提案書を提出することはできない。

平成23年12月9日から平成24年1月4日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、8時30分から17時00分までの間に、上記(1)に申し出ること。

(3)企画提案書の提出期限、場所及び方法

①提出期限：平成24年1月4日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日8時30分から17時00分まで。

②提出場所：(1)に同じ。

③提出方法：持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)。

(4)説明会の日時及び場所等

実施しない。

(5)企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

実施しない。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。